

大槌町地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年大槌町訓令第4号)

改正前	改正後
<p>○大槌町地域包括支援センター運営協議会設置要綱</p> <p>平成18年3月27日</p> <p>訓令第4号</p> <p>改正 平成20年3月17日訓令第4号</p> <p>平成22年3月31日訓令第2号</p> <p>平成25年7月11日訓令第5号</p> <p>平成26年6月9日訓令第8号</p> <p>平成31年4月1日訓令第18号</p> <p>令和4年6月28日訓令第5号</p>	<p>○大槌町地域包括支援センター運営協議会設置要綱</p> <p>平成18年3月27日</p> <p>訓令第4号</p> <p>改正 平成20年3月17日訓令第4号</p> <p>平成22年3月31日訓令第2号</p> <p>平成25年7月11日訓令第5号</p> <p>平成26年6月9日訓令第8号</p> <p>平成31年4月1日訓令第18号</p> <p>令和4年6月28日訓令第5号</p> <p><u>令和6年3月19日決裁</u></p>
<p>第1条～第7条 [略]</p>	<p>第1条～第7条 [略]</p>
<p>(事務局)</p>	<p>(事務局)</p>
<p>第8条 運営協議会の事務局は、健康福祉課に置く。</p> <p>一部改正 [平成20年訓令4号・25年5号・26年8号・31年18号・令和4年5号]</p>	<p>第8条 運営協議会の事務局は、<u>長寿社会課</u>に置く。</p> <p>一部改正 [平成20年訓令4号・25年5号・26年8号・31年18号・令和4年5号・<u>令和6年決裁</u>]</p>
<p>第9条 [略]</p>	<p>第9条 [略]</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年 3月17日訓令第 4号)

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則(平成22年 3月31日訓令第 2号)

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則(平成25年 7月11日訓令第 5号)

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

附 則(平成26年 6月 9日訓令第 8号)

この訓令は、平成26年 6月 9日から施行し、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則(平成31年 4月 1日訓令第18号)

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則(令和 4年 6月28日訓令第 5号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年 3月17日訓令第 4号)

この訓令は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則(平成22年 3月31日訓令第 2号)

この訓令は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則(平成25年 7月11日訓令第 5号)

この訓令は、平成25年 8月 1日から施行する。

附 則(平成26年 6月 9日訓令第 8号)

この訓令は、平成26年 6月 9日から施行し、平成26年 4月 1日から適用する。

附 則(平成31年 4月 1日訓令第18号)

この訓令は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則(令和 4年 6月28日訓令第 5号)

この訓令は、公布の日から施行し、令和 3年 4月 1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。